

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	<p>〔各種福祉制度〕</p> <p>ア 子育て支援関係</p> <p>1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 家庭児童相談室については、合併時に統一する。</p> <p>3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
子育てホームヘルプ事業	<p>1. 対象者 乳幼児をもつ保護者</p> <p>2. 申込 子育てホームヘルパー依頼申込書</p> <p>3. 実施 産じょく期（産後2ヶ月以内） 訪問型一時保育、子育て支援</p> <p>4. 費用負担等 申込者の負担金徴収およびホームヘルパー報酬額請求等</p> <p>5. 事業主体 観音寺市</p> <p>6. 事業委託 社会福祉法人高室保育園</p>	_____	町社協において子育てホームヘルパー養成（研修）中 H17年度立上げ予定				
家庭児童相談室	<p>1. 相談業務 2名の家庭相談員が交替で相談 報酬月額 95,000円/名</p> <p>2. 関係機関との連携調整</p>	_____	_____				
地域組織活動育成事業	<p>1. 対象 昭和48年4月21日児発第250号厚生省児童家庭局通知 「国庫補助による地域組織活動の運用について」 に基づいて 地域組織活動を行っている組織</p> <p>2. 申請 事業計画、予定収支計算書、会員名簿</p> <p>3. 実施 9クラブ</p> <p>4. 実績報告 実績報告、事業報告、収支決算報告書、領収書写し</p>	_____	_____				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 遺児年金については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
地域子育て推進事業	———	<p>実施要領（財）香川県児童・青少年健全育成事業団が香川県からの出資金により創設した基金の運用益を活用して実施</p> <p>1.目的 保育所・児童館・幼稚園・その他身近な公的施設等を活用して、育児相談や子育て支援に関する情報提供、子育てサークル等に対する支援などを行う場合、その事業の実施に要する経費の一部を助成することにより安心して子どもをうみ育てることができる環境づくりに資することを目的とする。</p> <p>2.助成対象 市町（中核市を除く）とする。ただし、助成を受ける市町が当該事業について、特別保育事業などの国庫補助や他の民間補助を受けていないこと。</p> <p>3.助成手続 助成申込書に必要事項を記載し、原則として5月末日までに財団に提出。</p> <p>4.実績報告 助成事業完了後30日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日まで実績報告書を財団に提出。</p>	<p>実施要領（財）香川県児童・青少年健全育成事業団が香川県からの出資金により創設した基金の運用益を活用して実施</p> <p>1.目的 保育所・児童館・幼稚園・その他身近な公的施設等を活用して、育児相談や子育て支援に関する情報提供、子育てサークル等に対する支援などを行う場合、その事業の実施に要する経費の一部を助成することにより安心して子どもをうみ育てることができる環境づくりに資することを目的とする。</p> <p>2.助成対象 市町（中核市を除く）とする。ただし、助成を受ける市町が当該事業について、特別保育事業などの国庫補助や他の民間補助を受けていないこと。</p> <p>3.助成手続 助成申込書に必要事項を記載し、原則として5月末日までに財団に提出。</p> <p>4.実績報告 助成事業完了後30日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日まで実績報告書を財団に提出。</p>				
遺児年金	<p>1.対象 ・現に扶養を受けていた父又は母（養父 母含む）が死亡し、又は3年以上生死不明（遺棄含む）である義務教育終了前の児童 ・市内に1年以上居住（従って1才未満は資格なし）する者</p> <p>2.年金支給額 12,000円/年 ただし初回のみ支給事由が生じた月からの月割り支給になる。</p> <p>3.申請方法 本人申請（家族）</p> <p>4.支給方法 3月に現金窓口支給</p>	<p>1.対象 ・大野原町に住所を有し、義務教育終了前の者かつ父母が死亡ないし父又は母を失った者ないし父母又はその一方が3年以上生死不明</p> <p>2.年金支給額 12,000円/年（遺児一人につき）</p> <p>3.申請方法 ・住民票添付 ・保護者が申請できる</p> <p>4.支給方法 9月振込 新たに発生又は消滅のときは月割り</p>	<p>1.対象 ・町内に住所を有する義務教育終了前の者 父母が死亡した者 父又は母を失った者 父母又はその一方が3年以上生死不明である者</p> <p>2.年金支給額 遺児1人につき 13,000円/年</p> <p>3.申請方法 保護者が申請を出す</p> <p>4.支給方法 毎年9月支給 窓口</p>				

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて		専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会																																																																																																																	
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 6 保育所保育料については、新市において速やかに再編統一する。																																																																																																																								
項目	観音寺市				大野原町		豊浜町																																																																																																																		
保育所保育料	<p>1.保育料の決定(所得割等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td colspan="3">円 0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>18,000</td> <td colspan="2">16,000</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>64,000円未満</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>44,500</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>50,000</td> <td>34,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>408,000円以上</td> <td>52,000</td> <td>34,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.保育料の決定通知 電算打出し 4月</p> <p>3.保育料の請求 未納者に対する請求通知</p> <p>4.納付方法 口座引き落とし、窓口払い</p> <p>5.納付確認 電算打出し</p> <p>6.滞納処理 未納者に対する請求通知、訪問</p>				各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	第3	市町村民税課税世帯	18,000	16,000		第4	64,000円未満	30,000	27,000	25,000	第5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000	第6	160,000円以上 408,000円未満	50,000	34,000	30,000	第7	408,000円以上	52,000	34,000	30,000	<p>1.保育料の決定(所得割等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="2">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>市町村民税非課税世帯 7,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>18,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>64,000円未満</td> <td>30,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円以上 160,000円未満 44,500円</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>49,000円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>408,000円以上</td> <td>50,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.保育料の決定通知 電算打出し 4月</p> <p>3.保育料の請求 未納者に対する請求通知</p> <p>4.納付方法 口座引き落とし、窓口払い</p> <p>5.納付確認 電算打出し</p> <p>6.滞納処理 未納者に対する請求通知、訪問</p>		階層区分	定義	徴収金額		3歳未満児	3歳以上児	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 7,000円	5,000円	3	市町村民税課税世帯	18,000円	16,000円	4	64,000円未満	30,000円	27,000円	5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満 44,500円	32,000円	6	160,000円以上 408,000円未満	49,000円	34,000円	7	408,000円以上	50,000円	36,000円	<p>1.保育料の決定(所得割等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="2">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前年度の町民税額 非課税世帯</td> <td>7,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>課税世帯</td> <td>17,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>64,000円未満</td> <td>29,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>前年の所得税額 64,000円以上 160,000円未満</td> <td>43,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>45,000円</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>408,000円以上</td> <td>47,000円</td> <td>32,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.保育料の決定通知 電算打出し 4月</p> <p>3.保育料の請求 未納者に対する納付書送付</p> <p>4.納付方法 口座引落・窓口払い</p> <p>5.納付確認 電算打出し</p> <p>6.滞納処理 未納者に対する請求通知</p>		階層区分	定義	徴収金額		3歳未満児	3歳以上児	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	2	前年度の町民税額 非課税世帯	7,000円	5,000円	3	課税世帯	17,000円	14,000円	4	64,000円未満	29,000円	26,000円	5	前年の所得税額 64,000円以上 160,000円未満	43,000円	30,000円	6	160,000円以上 408,000円未満	45,000円	31,000円	7	408,000円以上	47,000円	32,000円
	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																																																						
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																					
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0																																																																																																																							
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000																																																																																																																					
第3	市町村民税課税世帯	18,000	16,000																																																																																																																						
第4	64,000円未満	30,000	27,000	25,000																																																																																																																					
第5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000																																																																																																																					
第6	160,000円以上 408,000円未満	50,000	34,000	30,000																																																																																																																					
第7	408,000円以上	52,000	34,000	30,000																																																																																																																					
階層区分	定義	徴収金額																																																																																																																							
		3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																						
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円																																																																																																																						
2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 7,000円	5,000円																																																																																																																						
3	市町村民税課税世帯	18,000円	16,000円																																																																																																																						
4	64,000円未満	30,000円	27,000円																																																																																																																						
5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満 44,500円	32,000円																																																																																																																						
6	160,000円以上 408,000円未満	49,000円	34,000円																																																																																																																						
7	408,000円以上	50,000円	36,000円																																																																																																																						
階層区分	定義	徴収金額																																																																																																																							
		3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																						
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円																																																																																																																						
2	前年度の町民税額 非課税世帯	7,000円	5,000円																																																																																																																						
3	課税世帯	17,000円	14,000円																																																																																																																						
4	64,000円未満	29,000円	26,000円																																																																																																																						
5	前年の所得税額 64,000円以上 160,000円未満	43,000円	30,000円																																																																																																																						
6	160,000円以上 408,000円未満	45,000円	31,000円																																																																																																																						
7	408,000円以上	47,000円	32,000円																																																																																																																						

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 7 保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。 8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
保育時間延長事業	<p>1.通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分</p> <p>2.あずかり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分</p> <p>3.希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時30分</p> <p>4.延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み</p> <p>5.職員等の体制 平日 16時30分～17時30分 0・1歳児 2名 2・3・4・5歳児 3名 平日 7時30分～8時30分 2名 土曜 11時30分～12時30分 3名 7時30分～8時30分 2名</p> <p>・時差出勤・時間外手当 ・施設長は時間外手当なし</p>		<p>1.通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分</p> <p>2.あずかり保育の時間設定 平日 7時30分～18時00分</p> <p>3.希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時20分</p> <p>4.延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み</p> <p>5.職員等の体制 平日 16時30分～17時05分 0・1歳児 2名内管理職1名 2・3・4・5歳児 2名内管理職1名 平日 17時05分～18時00分 3名内管理職1名と施設長 (又は副所長) 平日 7時30分～8時30分 2名内管理職1名 土曜 3名内管理職1名と施設長 (又は副所長) 7時30分～8時30分 2名内施設長(又は副所長)1名</p> <p>・施設長(副所長)及び管理職は、超勤手当無し</p>		<p>1.通常の保育時間 平日 8時30分～17時00分</p> <p>2.あずかり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分</p> <p>3.希望保育の時間設定 土曜 7時30分～13時00分</p> <p>4.延長保育申請方法 保護者からの連絡等にて対処</p> <p>5.職員等の体制 普段と同様</p>		
第3子以降保育料免除事業	<p>1.対象 現に扶養する児童が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児</p> <p>2.手続き 保育所入退所事務に同じ</p> <p>3.体制 児童福祉法最低基準以上</p> <p>4.保育状況 平成16年4月1日現在 0歳児 19名 1歳児 30名 2歳児 49名 (計) 98名</p>		<p>1.対象 現に扶養する児童が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児</p> <p>2.手続き 保育所入退所事務に同じ</p> <p>3.体制 児童福祉法最低基準以上</p> <p>4.保育状況 平成16年4月1日現在 0歳児 6名 1歳児 7名 2歳児 14名 (計) 27名</p>		<p>1.対象 現に扶養する児童が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児</p> <p>2.手続き 保育所入退所事務に同じ</p> <p>3.体制 児童福祉法最低基準以上</p> <p>4.保育状況 平成16年4月1日現在 0歳児 1名 1歳児 6名 2歳児 8名 (計) 15名</p>		

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	<p>〔各種福祉制度〕</p> <p>ア 子育て支援関係</p> <p>9 一時保育促進事業については、新市において随時再編調整する。</p> <p>10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
一時保育促進事業	—————	<p>1.対象 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない児童で、町内に住所を有する生後6ヵ月経過後、小学校就学前までの児童</p> <p>2.申請方法 大野原町一時保育申込書を町長に提出する。 ただし、緊急を要する場合は口頭又は代理人による申請を行い、事後において申請書を提出することができる。</p> <p>3.体制 ・臨時職員 1名 ・事業により保育する児童の定員は、1日当たり、おおむね3人とする。</p> <p>4.実施状況 平成14年10月1日より施行</p> <p>5.費用 全日 2,000円 半日 1,000円 給食費 300円 (パンの時はパン代別途徴収)</p> <p>6.徴収方法 納付書送付</p>	—————				
地域子育て支援センター事業	<p>1.目的 地域全体で子育てを支援するため、実施保育所に職員を配置し、子育て支援を行う。 従来型 3園 小規模型 2園</p> <p>2.事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成・支援 特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力 家庭的保育を行う者への支援</p> <p>3.事業主体 観音寺市</p> <p>4.委託先 法人保育所 5園</p> <p>5.支払方法 委託料を年4回に分けて各保育園の口座に振り込む</p>	—————	—————				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 11 保育所地域活動事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 12 児童手当については、合併時に統一する。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
保育所地域活動事業	<p>1. 対象 公 4</p> <p>2. 事業数 4事業（年6回）</p> <p>3. 事業内容 ・世代間交流事業 ・地域における異年齢児交流事業 ・地域の子育て家庭への育児講座</p> <p>*法人5園も実施している</p>		<p>1. 対象 公 1</p> <p>2. 事業数 3事業</p> <p>3. 事業内容 ・世代間交流事業 ・地域における異年齢児交流事業 ・地域の子育て家庭への育児講座</p>		<p>1. 対象 公 1</p> <p>2. 事業数 1事業</p> <p>3. 事業内容 ・世代間交流事業 ・地域における異年齢児交流事業</p>		
児童手当	<p>1. 対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2. 手当(支給額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>3. 申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4. 支給方法 年3回 口座振替</p>		<p>1. 対象 児童を養育している者で、大野原町において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2. 手当(支給額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>3. 申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4. 支給方法 年3回 口座振替</p>		<p>1. 対象 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方（ただし、所得額の制限あり）</p> <p>2. 手当(支給額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>3. 申請方法 健康福祉課窓口に児童手当認定請求書提出</p> <p>4. 支給方法 2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを届出口座に振込</p>		

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。 14 民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
民生委員推薦会	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口 ・民生委員数 80名 ・主任児童委員数 19名 ・民生委員1人あたり人口 565人</p> <p>3.委員報酬 委員 3,550円/回</p> <p>4.委員数 14名</p>		<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口 ・民生委員数 24名 ・主任児童委員数 2名 ・民生委員1人あたり人口 537人</p> <p>3.委員報酬 委員 4,000円/回</p> <p>4.委員数 14名</p>		<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口 ・民生委員数 18名 ・主任児童委員数 2名 ・民生委員1人あたり人口 536人</p> <p>3.委員報酬 委員 9,100円/回</p> <p>4.委員数 7名</p>		
民生委員・児童委員協議会	<p>1.目的 民生児童委員の活動および地区民生児童委員協議会の推進</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 4月 総会 9月 市出身者老人施設慰問 2月 地区別研修会 随時4 専門委員会（生活福祉・老人福祉・児童福祉 ・身障者児福祉） 随時独居・寝たきり・高齢者夫婦の実態調査</p> <p>3.協議会数 9</p> <p>4.委員数 99名（主任児童委員19名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 144,600円 年額 委員 120,600円</p> <p>6.補助金関係 民生委員協議会 900,000円 市民児協、地域児協運営費 1,180,900円 全員研修 307,800円</p>		<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 6月 施設入所者とのふれあい研修 （雲辺寺登山） 8月 県内視察研修 12月 県内施設訪問 3月 町長との懇談会</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 26名（主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 130,000円 年額 副会長 115,000円 年額 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p> <p>7.県外研修 3年に1回 48,000円/1人（打切り）</p>		<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 定例会 12回 （内9月 老人福祉施設慰問）</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 19名（内主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 130,000円 年額 副会長 110,000円 年額 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p> <p>7.県外研修 3年に1回（改選年） @50,000円/人補助</p>		

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	(各種福祉制度) ウ 障害者福祉関係 1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
障害者社会参加促進事業	<p>1. 手話及び要約筆記奉仕員関係事業</p> <p>(1) 手話通訳者設置事業 (市手話通訳者設置事業実施要綱) 委託先 香川県ろうあ協会 委託料 450,000円 委託内容 週に1日(月曜)通訳者が福祉事務所において、 聴覚障害者の相談等を行う</p> <p>(2) 手話奉仕員等派遣事業 (市手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱) 委託先 手話 : 香川県ろうあ協会 要約筆記 : ゆうあい観音寺 委託料 手話 : 2時間未満 2,000円 2~4時間 3,500円 4時間以上 5,000円 委託内容 身体障害者等の申請により、委託先に依頼し、 奉仕員を派遣する</p> <p>(3) 手話奉仕員等養成委託 委託先 市社会福祉協議会 委託料 410,000円 委託内容 奉仕員養成講座を開講し、奉仕員を養成する</p> <p>2. 自動車運転免許取得・改造助成</p> <p>(1) 自動車運転免許取得助成 (市の助成要綱) 対象者 18歳以上の身体障害者 障害程度が1~4級 助成内容 1人1回限りで、訓練費の2/3以内の額とし、10万円が限度</p> <p>(2) 自動車改造助成 (市の助成要綱) 対象者 重度(1,2級)の上肢・下肢又は体幹機能 障害者で就労等に伴い、自らが所有し、 運転する自動車に対する助成 助成額 限度額10万円</p> <p>3. 障害者スポーツ大会助成 委託先 市身体障害者協会 委託内容・市障害者スポーツ大会・スポーツ教室の開催</p> <p>4. 地域生活アシスタント育成 在宅の知的障害者に対する相談や指導等を行う 地域アシスタントを育成する</p>						

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名		福祉分科会	
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ウ 障害者福祉関係 2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。								
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町						
心身障害者小規模通所 作業所運営補助事業	<p>1.対象実施作業所 やまもも作業所</p> <p>2.運営内容 市内在住の心身障害者であって、雇用されることが困難な者等を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する</p> <p>3.申請方法 市の交付要綱に基づき、作業所より交付申請を行う</p> <p>4.助成内容 補助金を年4回に分けて支給する</p>	<p>1.心身障害者福祉年金 対象者 満20歳以上の者で、 身体障害者手帳1～4級及び療育手帳 A, A, Bを交付されている者 受給権者は引き続き1年以上町内に住所を有すること ・受給権の消滅 住所を有しなくなったとき 死亡したとき 公的年金の受給資格が生じたとき 障害の程度が該当しなくなったとき</p> <p>申請方法 本人又は監護者により申請</p> <p>支給額 身体障害者(1級) 13,000円/年 知的障害者(A・A・B) 13,000円/年 身体障害者(2級) 12,000円/年 身体障害者(3級) 11,000円/年 身体障害者(4級) 10,000円/年</p> <p>支給方法 口座振込 (9月20日, 3月20日の2回に分けて支給)</p>	<p>1心身障害者年金 対象者 身体障害者手帳1級～6級、知的障害者でIQ75以下の者で、町内に住所を1年以上有する20歳以上の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p> <p>支給額 身体障害者(1級) 15,000円/年 身体障害者(2級) 13,000円/年 身体障害者(3級) 12,000円/年 身体障害者(4級) 11,000円/年 身体障害者(5・6級) 5,000円/年 IQ75以下 15,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月又は消滅までの月からの月割</p> <p>支給方法 口座振込又は窓口(3月)</p>						
心身障害者・児及び 難病者年金	<p>1.心身障害者年金 対象者 身体障害者で1～4級、知的障害者でIQ 50以下の者で、市内に1年以上住所を有する20歳以上の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p> <p>支給額 身体障害者(1,2級) 10,000円/年 身体障害者(3,4級) 8,000円/年 IQ50以下 10,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月からの月割</p> <p>支給方法 口座振込み(3月)</p> <p>2.心身障害児年金 対象者 身体障害者手帳で1～6級、知的障害者でIQ 50以下の者で、市内1年以上住所を有する20歳未満の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p>	<p>2.児童障害福祉年金 対象者 満20歳未満で、身体障害者手帳1～3級及び療育手帳 A, A, Bを交付されている者 受給権者は引き続き1年以上町内に住所を有すること ・受給権の消滅 住所を有しなくなったとき 死亡したとき 満20歳になったとき 障害の程度が該当しなくなったとき</p> <p>申請方法 本人又は監護者により申請</p>	<p>2.児童障害福祉年金 対象者 身体障害者手帳1級～6級、知的障害者でIQ75以下の者で、町内に住所を1年以上有する20歳以下の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p>						

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名		福祉分科会	
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ウ 障害者福祉関係 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。 4 障害者福祉計画については、新市において速やかに策定する。								
項目	観音寺市			大野原町			豊浜町		
心身障害者・児及び難病者年金	<p>支給額</p> <p>身体障害児（1,2級） 18,000円/年 身体障害児（3,4級） 9,000円/年 IQ50以下 18,000円/年</p> <p>支給方法 9月、3月に窓口で現金支給</p> <p>3. 難病者年金 対象者 特定疾患に罹患している者で、市内に1年以上住所を有する者 申請方法 本人又は家族により申請 支給額 18,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月からの月割 支給方法 口座振込み（3月）</p>			<p>支給額</p> <p>12,000円/年</p> <p>支給方法 口座振込 （9月10日、3月10日の2回に分けて支給）</p> <p>3. 難病者年金 実施なし</p>			<p>支給額</p> <p>身体障害者（1級～4級） 20,000円/年 身体障害者（5級～6級） 10,000円/年 IQ75以下 20,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月又は消滅までの月からの月割 支給方法 口座振込又は窓口（3月）</p> <p>3. 難病者年金 実施なし</p>		
障害者福祉計画	<p>1. 計画策定状況 「観音寺市障害者施策に関する計画」（平成9年3月策定）</p> <p>2. 計画の目標 ・ 障害者の完全参加と平等の実現 ・ 計画の期間は、平成9年度から平成18年度までの10年間</p> <p>3. 主要施策・施策の基本方針 障害者の主体性、自立性の確保 障害の重度化・重複化および障害者の高齢化への対応 住みよい社会づくりの推進 障害者への正しい理解と交流の促進 施策の連携</p> <p>4. 策定方法・体制 ・ 観音寺市障害者施策に関する計画策定委員会の設置 ・ 観音寺市障害者施策推進検討委員会の設置</p>			<p>1. 計画策定状況 「おおのはら障害者福祉計画」（平成11年3月策定）</p> <p>2. 計画の目標 ・ 障害者の完全参加と平等の実現 ・ 計画の期間は、平成11年度から平成15年度までの5年間</p> <p>3. 主要施策・施策の基本方針 『ともに生きともに支えあうまちづくり』 啓発・広報・・・ノーマライゼーション実現のために 保健・医療・・・疾病の予防、早期発見早期予防・療育のために 教育・育成・・・一人ひとりにあった教育をめざすために 雇用・就業・・・いきいきと働ける場や機会の確保のために 福祉サービス・・・自立した生活を支援するために 生活環境・・・安心して暮らせる生活環境づくりのために 社会参加・・・こころふれあう生活をあくるために</p> <p>4. 策定方法・体制 ・ 大野原町障害者計画策定検討委員会の設置</p>			<p>1. 計画策定状況 「豊浜町障害者福祉計画」（平成11年3月策定）</p> <p>2. 計画の目標 ・ 障害者の完全参加と平等の実現 ・ 計画の期間は、平成11年度から平成15年度までの5年間</p> <p>3. 主要施策・施策の基本方針 障害者の主体性、自立性の確立 社会参加の促進 障害の重度化・重複化および障害者、介護者の高齢化への対応 生涯福祉の確立 人にやさしい福祉のまちづくり 広域的連携の推進</p> <p>4. 策定方法・体制 ・ 豊浜町障害者福祉計画策定委員会の設置</p>		

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 エ 生活保護関係 生活保護業務については、合併時に統一する。						
項目	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
生活保護法に関する業務	<p>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</p> <p>3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談及び助言（他法活用等） ・生活保護申請書の受理 ・保護の開始及び変更 ・法の規定による各種扶助の実施 ・被保護者への指導及び指示 ・要保護者の資産等の調査、検診命令 ・要保護者又は扶養義務者の資産、収入の調査の囑託及び報告の請求 ・被保護者が指導・指示等に従わない場合の保護の変更、停止及び廃止 ・被保護者が保護を要しなくなった場合の保護の停止及び廃止 ・法の規定による被保護者が返還すべき額の決定及び費用の徴収 ・被保護者が単身世帯等で死亡した場合の葬儀等の手伝い ・規定による保護の変更、廃止又は停止に伴う保護金品の返還の免除 ・地区担当員による被保護者世帯への訪問調査活動 ・査察指導員による査察指導業務</p> <p>経理事務 ・生活保護費国庫負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・生活保護費県費負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・生活保護費補助金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・保護費、保護施設事務費、診療報酬、介護報酬等の口座・窓口支払</p>		<p>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</p> <p>3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談 ・生活保護申請書町経由で県申請</p> <p>経理事務 口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。 窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する</p>		<p>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</p> <p>3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談 ・生活保護申請書町経由で県申請</p> <p>経理事務 口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。 窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する</p>		